

答弁書第二五号

内閣参質一九八第二五号

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員有田芳生君提出「拉致」の定義等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員有田芳生君提出「拉致」の定義等に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

五について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、政府としては、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くしているところである。

○

○